

中小企業等経営強化法 7月よりスタート!



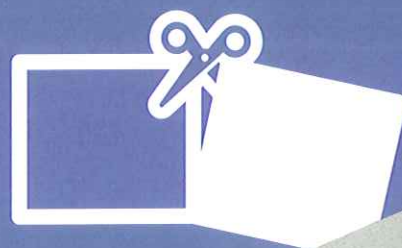
「経営力向上計画」で 稼ぐ力を強化する チャンスです!

人材育成、設備投資などによる、
生産性向上を集中支援!

計画策定の
サポートも充実!



認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の
固定資産税が半分に!
その他、様々な金融支援!



詳しくは、裏面へ!

中小企業等経営強化法（平成28年7月施行） による支援の流れ

01

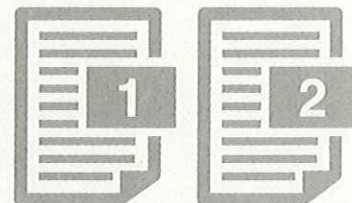
経営力向上計画を 策定

申請書はたった2枚

「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式により策定します。



認定支援機関などが サポート

計画策定に際しては、申請の手引きや本計画の概要を以下のページに掲載しております。

詳しくはこちら

経営強化法 | 検索



計画策定・認定にあたっては支援機関によるサポートを受けられます！

詳しくはこちら

経営革新等支援機関 | 検索



02

担当省庁による認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。

詳しくはホームページでご確認ください。

03

固定資産税の 軽減措置

3年間、1/2に軽減

利用できる方：資本金1億円以下の会社、個人事業主など

対象設備：160万円以上の機械及び装置であること（新品）

要件：生産性が年平均1%以上向上する設備 など

軽減を受けられる代表的な設備等、税制について詳しく知りたい方はホームページに要件や対象設備、FAQ等を掲載しております。

その他の金融支援

中小企業向け：信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など

中堅企業向け：独立行政法人中小企業基盤整備機構の債務保証 など

以上のような様々な支援が受けられます。

04

経営力の強化を実現



お問合せ先

経営力向上計画相談窓口



中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL:03-3501-1957（平日9:00-12:00,13:00-17:00）

詳しくはこちら

経営強化法 | 検索



様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営力向上計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載すること。

1 名称等

正確に記載すること。

ただし、法人番号については、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない者は、記載不要とする。

2 計画に係る事業の属する事業分野

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の小分類を記載する。

「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記載不要とする。

3 計画の実施時期

3年以上5年以内として定めること。

4 現状認識

① 自社の事業概要

自社の事業の内容について、概要を記載すること。

② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向

自社の商品・サービスについて、顧客の数やリピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較等について分析し、自社の強み及び弱みを記載すること。

③ 自社の経営状況

自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載すること。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標について

「指標の種類」の欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合は、当該指標を記載することとし、定められていない場合は、労働生産性と記載すること。

労働生産性は、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したものをを用いること。

6 経営力向上の内容

(1) 「実施事項」の欄は、「4 現状認識」等に記載した内容を踏まえて具体的に記載すること。

(2) 経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において事業分野別指針が定められている場合には、各実施事項について、当該事業分野別指針の該当箇所を記載すること。

(3) 実施事項が新事業活動に該当する場合は、「新事業活動への該非」の欄に「○」を記載すること。なお、新事業活動とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(5) 実施期間終了時に、記載された実施事項の実施状況及び目標の達成状況の報告を求める場合がある。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 経営力向上計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途・用途を記載すること。

(2) 「実施事項」の欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

(3) 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

(4) 「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載の

こと。

(5) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

8 経営力向上設備等の種類

(1) 経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得する場合に記載すること。

(2) 「実施事項」の欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ア、イ、ウ等との対応関係を記載すること。

(3) 経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第八条各号に掲げる要件に該当することを証する書類を添付すること。

(4) 項目数が足りない場合は、列を追加すること。

(別紙)

経営力向上計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名（事業者が法人の場合）

資本金又は出資の額

常時雇用する従業員の数

法人番号

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野〔 _____ 〕 事業分野別指針名〔 _____ 〕

3 実施時期

平成 年 月～平成 年 月

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービス が対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状 (数値)	B 計画終了時の目標 (数値)	伸び率 ((B-A) / A) (%)

6 経営力向上の内容

	事業分野別 指針の 該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動 への該非 (該当する 場合は○)
ア			
イ			
ウ			
エ			

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)

8 経営力向上設備等の種類

実施 事項	設備等の名称/型式	単価	数量	金額
			合計	